

令和2年厚木市農業委員会3月定例総会議事録

日 時 令和2年3月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時25分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

1番 市 川 和 典

2番 松 野 勝

3番 野 口 政 夫

4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤 隆

6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文

8番 井 上 謙 治

9番 山 川 宏 司

10番 松 前 進

11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川 暁(会長職務代理)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 副主幹 都市農業支援担当主幹

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告12件）
- 2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（報告15件）
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について（報告1件）
- 4 裁判官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について（報告1件）
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告7件）
- 6 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について（9件）
- 7 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）
- 8 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について（7件）
- 9 議案第15号 新規就農者の認定について（5件）
- 10 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について（52件）
- 11 議案第17号 厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について（1件）

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和2年厚木市農業委員会3月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

それでは、1番の市川和典委員と2番の松野勝委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、3月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条及び第5条の総計は、12件、18筆、面積は5,592平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、3月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付

いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は15人、筆数は47筆、面積は25,738.59平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知について」、御報告いたします。報告する案件は1件でございます。

土地の所在地は愛甲字中ノ御所1筆、地目は田、面積は991平方メートルでございます。

借人は愛甲1丁目にお住まいのAさん、貸人は愛甲1丁目にお住まいのBさんです。

貸人の都合により、令和2年3月10日に合意解約されたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「裁判官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「裁判官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について」、御報告いたします。

報告する案件は1件でございます。

本件につきましては、令和2年3月2日付けで、横浜地方裁判所小田原支部民事部裁判官から農

地の現況について照会があったものです。

土地の所在地は上依知字二ツ家 1 筆、地目は田、面積は290平方メートルでございます。

所有者は、上依知にお住まいのCさんです。

調査したところ、当該地は市街化区域内の土地で、平成5年10月21日付け、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出が提出されており、現況が非農地であることを確認いたしました。

「国からの通達に基づく地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」に準ずる事務処理となることから、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明について」、御報告いたします。御報告する案件は7件でございます。

1 番でございますが、申請者は、飯山にお住まいのDさんでございます。

申請地は上古沢字御子ヶ谷 4 筆、地目は畑、合計面積は1,151平方メートルでございます。

これらの土地につきましては、平成14年に申請者の母が相続した際には、既に転圧・整地し、近隣事業者へ貸し出しており、現在に至っているものです。

また、これらの経過を踏まえ、2月13日に山川委員の立会いのもと、現地調査を行いました。

2 番でございますが、申請者は、東町にお住まいのEさんでございます。

申請地は中荻野字本郷下 1 筆、地目は田、面積は138平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和45年頃に養蚕のための小屋を建築しましたが、平成30年に解体をし、現在に至っているものです。

また、これらの経過を踏まえ、2月28日に野口委員及び難波委員立会いのもと、現地調査を行いました。

3 番でございますが、申請者は、愛甲 1 丁目にお住まいのBさんでございます。

申請地は上荻野字陽野原 1 筆、地目は畑、面積は211平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成元年頃に近隣の事業者へ資材置場として貸し出し、現在に至っているものです。

また、これらの経過を踏まえ、3月11日に野口委員及び難波委員立会いのもと、現地調査を行いました。

4 番でございますが、申請者は、飯山にお住まいのFさんでございます。

申請地は飯山字下千頭 1 筆、地目は畑、面積は456平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成 5 年頃に歩道拡幅工事が行われた際に、住宅への進入路の位置を当該地に変更、併せて住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているものです。

また、これらの経過を踏まえ、3月11日に山川委員立合いのもと、現地調査を行いました。

5番でございますが、申請者は、三田にお住まいのGさんでございます。

申請地は、三田字堰端 1 筆、地目は田、面積は19平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成17年頃に防草対策としてコンクリートを打設し、現在に至っているものです。

また、申請に先がけて事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、2月5日に小澤委員立合いのもと、現地調査を行いました。

6番でございますが、申請者は、土地の所有者代表で三田にお住まいのGさんでございます。

申請地は三田字堰端 1 筆、地目は田、面積は375平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成17年頃に近隣住民から駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、整地後に貸し出し、現在に至っているものです。

また、申請に先がけて事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、2月5日に小澤委員立合いのもと、現地調査を行いました。

7番でございますが、申請者は、三田にお住まいのHさんでございます。

申請地は三田字堰端 1 筆、地目は田、面積は726平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成17年頃に近隣の建設業者から資材置場として、また、歯科医院から駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、整地後に貸し出し、現在に至っているものです。

また、申請に先がけて事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、2月5日に小澤委員立合いのもと、現地調査を行いました。

以上の土地については全て、固定資産評価証明書及び航空写真で非農地であることを確認でき、各委員立会のもと現地調査を行った結果、それぞれ農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました各委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

[補足説明なし]

<議長>

補足説明はないようです。

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 6、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

〈専任主幹〉

ただいま議題となりました議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は9件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は上荻野字清田谷5筆、地目は畑、合計面積は3,301平方メートルです。

受人は横浜市南区大岡2丁目にお住まいのIさんで、渡人は上荻野にお住まいのJさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

大豆の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人及び妻の合計2人でございます。

2番でございますが、対象となる農地の所在は小野字中屋1筆、地目は畑、面積は212平方メートルです。

受人は小野にお住まいのKさんで、渡人は茅ヶ崎市新栄町にお住まいのLさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

露地野菜の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、軽トラック及び種まき機等。

労働力につきましては本人及び妻の合計2人でございます。

3番でございますが、対象となる農地の所在は飯山字西矢崎1筆、地目は畑、面積は680平方メートルです。

受人は飯山にお住まいのMさんで、渡人は東京都日野市多摩平4丁目にお住まいのNさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

露地野菜の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機及び軽トラック等。

労働力につきましては本人1人でございます。

4番でございますが、対象となる農地の所在は三田字道神塚3筆、地目は畑、合計面積は1,236平方メートルです。

受人は三田にお住まいのOさんで、渡人は相模原市中央区横山6丁目にお住まいのPさんです。

本申請は、農業経営安定を図るための世帯内の贈与による所有権移転です。

露地野菜の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては本人、夫、姉及び姉の夫の合計4人でございます。

5番でございますが、対象となる農地の所在は及川二丁目1筆、地目は田、面積は960平方メートルです。

受人は及川1丁目にお住まいのQさんで、渡人は及川にお住まいのRさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

水稻の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人及び妻の合計2人でございます。

6番でございますが、対象となる農地の所在は及川二丁目1筆、地目は田、面積は1,445平方メートルです。

受人は及川1丁目にお住まいのQさんで、渡人は林3丁目にお住まいのSさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

水稻の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人及び妻の合計2人でございます。

7番でございますが、対象となる農地の所在は飯山字界原1筆、地目は畑、面積は63平方メートルです。

受人は飯山にお住まいのTさんで、渡人は妻田西3丁目にお住まいのUさんです。

本申請は、耕作上の利便を図るための売買による所有権移転です。

露地野菜の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては本人1人でございます。

8番でございますが、対象となる農地の所在は山際字齊ノ神戸1筆、地目は畑、面積は773平方メートルです。

受人は山際にお住まいのVさんで、渡人は山際にお住まいのWさんです。

本申請は、農業経営安定を図るための世帯内の贈与による所有権移転です。

露地野菜の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植え機等。

労働力につきましては本人、妻、父、母及び弟の合計5人でございます。

9番でございますが、対象となる農地の所在は山際字齊ノ神戸1筆、地目は畑、面積は809平方メートルです。

受人は寒川町倉見にお住まいのXさんで、渡人は山際にお住まいのWさんです。

本申請は、農業経営安定を図るための世帯内の贈与による所有権移転です。

露地野菜の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植え機等。

労働力につきましては本人、父、母、兄及び兄の妻の合計5人でございます。

なお、1番から9番の全てにおいて、農作業常時従事要件及び下限面積については、基準を満たしております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

1番についてですが、受人の住所が横浜市ですが、管理できるのでしょうか。

<専任主幹>

1 番の受人は本市にもお住まいがあり、そこから通うことになります。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

<松前委員>

8 番及び 9 番についてですが、耕作面積が同じなのは、同一経営体ということでしょうか。

<専任主幹>

そのとおりです。

<松前委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 6、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、許可することに決しました。

<議長>

次に、日程 7、議案第 13 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地の所在は上落合字柳添3筆、地目は畑及び田、合計面積は788平方メートルの内394.89平方メートルです。

申請人は酒井にお住まいのYさんです。

本申請は、農業用倉庫建築のための転用許可申請です。

Yさんは、現在、市街化区域内の自宅敷地内にて、収穫した米の精米等を行っておりますが、その際に発生する騒音、振動等の対策をするため、自身の耕作地に近く、騒音が発生しても近隣への影響が少ない申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は田、西側及び南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に設け、敷地内を約60センチメートル盛土の上、転圧し、建築面積139.01平方メートルの農業用倉庫を建築しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側及び北側については板張り土留めを設置の上、隣地境界から30センチメートル後退し、後退部分に砂利敷して30度法面処理を行い、南側は出入口以外にコンクリートブロック3段積を新設する計画となっております。

農地区分は、農用地区域内農地で、原則として許可できない農地に該当しますが、農用地利用計画に定められた用途に供する施設の場合は、例外的に許可をすることができるものです。

また、申請人は、令和2年1月27日付けで農地法第3条の許可を受け、申請地を取得しております。農地法第3条の許可を受け農地を取得した場合には、神奈川県農地転用審査基準により、取得後3年を超え、3作以上営農しなければ農地転用許可がされないこととなっておりますが、本申請のように農業用施設を目的として転用する場合は許可を受けることができるものです。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

次に、日程8、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は7件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は三田字前田1筆、地目は田、面積は215平方メートルです。

受人は三田南3丁目にお住まいのZさん、渡人は三田にお住まいのaさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は造園業を営む個人事業主で、現在使用している資材置場が厚木秦野道路の収用予定地となったことから、受人の事務所及び資材置場に近接しており管理が容易であり、同規模の面積が確保できる申請地を資材置場として利用するため、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び南側は水路、北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に設け、敷地内を転圧し、せん定枝や植木等のストック置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側については出入口以外に高さ80センチメートルの縦格子フェンスを新設、西側、南側及び北側については、高さ30センチメートルの土留板及び単管柵を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

2番でございますが、対象となる農地の所在は三田南3丁目2筆、地目は畑、合計面積は360平方メートルです。

受人は三田南3丁目にお住まいのbさん、渡人は三田南3丁目にお住まいのcさんです。

本申請は、所有権移転による自己住宅及び道路への転用許可申請です。

受人の住宅が厚木秦野道路の収用予定地となったことから、現在の住宅に近く、道路状況の良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は道路、西側及び南側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、住宅部分については、敷地内を転圧し、建築面積102.68平方メートル、延床面積101.23平方メートルの木造平屋建の住宅を建築しようとするものです。

また、道路部分については、工事完了後、厚木市に帰属される予定です。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を北側に設け、それ以外の周囲にはコンクリートブロ

ック3段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内の距離に位置し、その農地の規模が10ヘクタール未満となる第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル未満ですが、都市計画法による許可を要するため市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在共に手続中となっております。

3番でございますが、対象となる農地の所在は下川入字十五ノ域1筆、地目は畑、面積は944平方メートルです。

受人は愛川町田代の株式会社d、代表取締役eさん、渡人は下川入にお住まいのfさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

受人は、愛甲郡愛川町田代に本店を置き、車両・重機販売業を営む法人で、事業拡張により、車両置場が不足していることから、交通の便が良く、接道する道路幅が十分である申請地を車両置場として利用するため、今回申請されたものです。

申請地の東側及び西側は道路、南側及び北側は雑種地に接しております。

隣接地等への被害防除措置として、敷地内を砂利敷し、東側については出入口を幅4メートルの浸透アスファルト製のスロープにて設け、西側、南側及び北側に高さ80センチメートルの鋼板土留めを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件に該当しない第2種農地です。

なお、申請地南側の土地につきましては、令和2年1月24日付けで車両置場としての農地転用許可済となっており、申請地周囲に農地はありません。

また、本申請の開発区域の面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は上古沢字雨堤1筆の一部、地目は畑、面積は511平方メートルの内300.40平方メートルです。

借人は長谷の公益財団法人g、代表理事hさん、貸人は座間市入谷5丁目にお住まいのiさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場のための転用許可申請です。

借人は、主たる事務所を長谷に置き、地域の公衆衛生と環境保全に関する事業を行う法人で、市内で発生したせん定枝及びせん定枝から作成された堆肥の置場が必要となったことから、土地の面積及び形状として適している申請地を資材置場として利用するため、今回申請されたものです。

申請地の東側、西側及び北側は畑、南側は道路に接しております。

隣接地等への被害防除措置として、敷地内を碎石敷し、南側に幅10.5メートルのコンクリート舗装にて出入口を設け、出入口以外の周囲にコンクリートロック2段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

ます。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件に該当しない第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

5番でございますが、対象となる農地の所在は愛甲字中ノ御所1筆、地目は田、面積は991平方メートルです。

受人は平塚市広川の有限会社j、代表取締役kさん、渡人は愛甲1丁目にお住まいのBさんです。本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は、平塚市広川に本店を置き、土木建築業を営む法人で、事業拡張により、資材置場が不足していることから、主要幹線道路に近く利便性が高い申請地を資材置場として利用するため、今回申請されたものです。

申請地の東側は雑種地、西側は田、南側及び北側は道路に接しております。

隣接地等への被害防除措置として、敷地内を砂利敷し、出入口は南側に幅6メートルのコンクリート叩きにて設け、東側については隣接地のコンクリートブロック4段積及び高さ80センチメートルのフェンスを利用、西側及び北側についてはコンクリートブロック3段積を新設、南側については地先境界ブロックを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水樹を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内の距離に位置し、その農地の規模が10ヘクタール未満となる第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請地は玉川の河川保全区域となっており、現在河川法に係る許可申請手続中となっております。

また、本申請の開発区域の面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

6番でございますが、対象となる農地の所在は小野字神明前2筆、地目は田、合計面積は1,505平方メートルです。

受人は相模原市中央区相模原5丁目有限会社l、代表取締役mさん、渡人は森の里2丁目にお住まいのnさん及び小野にお住まいのoさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は、相模原市中央区相模原5丁目に本店を置き、土木工事業を営む法人で、厚木市周辺での業務受注が増大しており、資材置場用地を探していたところ、付近に住宅がなく、東名高速道路に近く運搬の利便性が良いことから申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は道路、西側は田、南側は水路に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を最大25センチメートル程切土及び最大65センチメートル程盛土し、敷地内をほぼ均等にした上、出入口を東側に幅6メートルのスロープにて設け、単管パイプや敷鉄板等の資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外を高さ30センチメートルかつ角度が30度の法面処

理をした上、高さ1.2メートルの単管柵にネット張りを行う計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内の距離に位置し、その農地の規模が10ヘクタール未満となる第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請地は玉川の河川保全区域となっており、現在河川法に係る許可申請手続中となっております。また、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

7番でございますが、対象となる農地の所在は三田字堰端1筆、地目は田、面積は170平方メートルです。

借人は飯山の株式会社p、代表取締役qさん、渡人は三田にお住まいのrさん、同所にお住まいのsさん及び恩名5丁目にお住まいのtさんです。

本申請は、賃借権設定による仮設作業場設置のための一時転用許可申請です。

転用期間は令和2年5月1日から1年間です。

借人は、飯山に本店を置き、土木工事業を営む法人で、神奈川県厚木土木事務所から県道42号橋脚施工を受託しておりますが、施工箇所の隣接地である申請地を大型機械等の作業場として利用するため、今回申請されたものです。

申請地の東側は水路、西側及び南側は道路、北側は雑種地に接しております。

土地利用計画図によりますと、シートパイル打設時には、申請地の西側の一部を切土して大型車両の通行ができるようにし、掘削、積込み及び運搬時には大型機械の作業場として、外部足場設置時には橋脚足場用地として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側の水路にコンクリート製の蓋を被せる計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は、睦合北地区市民センターから300メートル以内の距離に位置する第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 8、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当をもって県に進達することに決しました。

〈議長〉

次に、日程 9、議案第15号「新規就農者の認定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました議案第15号「新規就農者の認定について」、御説明申し上げます。

1番から5番について、一括して御説明申し上げます。

1番でございますが、申請人は緑ヶ丘2丁目にお住まいのuさん。

2番でございますが、申請人は小野にお住まいのvさん。

3番でございますが、申請人は上荻野にお住まいのwさん。

4番でございますが、申請人は下荻野にお住まいのxさん。

5番でございますが、申請人は東京都国分寺市東恋ヶ窪保3丁目にお住まいのyさん。

uさん及びvさんについては、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する厚木市農業協同組合が行う農業塾の就農コースまたは新規就農コースを修了されており、令和元年12月10日付けで、修了証が交付されております。

wさん及びxさんについては、同要綱第2条第2項第2号に規定するかながわ農業アカデミーが行う技術専修科の卒業見込証明書が交付されております。

yさんについては、同要綱第2条第2項第4号に規定する県知事が認定した農業経営士若しくはそれに準じる認定農業者のいる農家等における研修の修了書が提出しております。

提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

この後、御審議いただきます「農用地利用集積計画の決定について」を受け、安定的な農業経営を図るため、新規就農者として認定しようとするものです。

なお、yさんはお住まいが東京都ですが、耕作地には実家のある大和市から通う予定となっております。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第15号「新規就農者の認定について」、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第15号「新規就農者の認定について」は、原案のとおり認定することに決しました。

<議長>

続きまして、日程10、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、本議案は52番までございますが、1番から10番までにつきましては、井上委員が関係する議案です。農業委員会等に関する法律第31条及び厚木市農業委員会会議規則第16条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので井上委員の退室を求めます。

[井上委員退室]

<議長>

それでは、日程10、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の1番から10番までについての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の1番から10番までについて、御説明申し上げます。

借人は上依知にお住まいのzさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

1番から10番でございますが、上依知字田中1筆、同字知辻2筆、同字中屋敷2筆、同字下屋敷1筆、同字中河原1筆、同字舞台3筆、猿ヶ島字孤島3筆及び山際字中神1筆、地目は田、合計面積は12,866平方メートル。

利用目的は水稲です。

全て3年間の使用貸借権で、新規設定が1筆、更新設定が12筆でございます。

なお、1番から10番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の1番から10番までについては、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の1番から10番までについては、原案のとおり決定されました。

ここで井上委員の入室を認めます。

[井上委員入室]

<議長>

続きまして、日程10、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の11番につきましては、梅澤委員が関係する議案です。農業委員会等に関する法律第31条及び厚木市農業委員会会議規則第16条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので梅澤委員の退室を求めます。

[梅澤委員退室]

<議長>

それでは、日程10、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の11番についての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の11番について、御説明申し上げます。

11番でございますが借人は山際にお住まいのαさんで、申出地は山際字南海道1筆、地目は田、面積は595平方メートル、利用目的は水稻、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

なお、11番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定す

る要件を満たしているものです。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。11番については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の11番については、原案のとおり決定されました。

ここで梅澤委員の入室を認めます。

[梅澤委員入室]

<議長>

それでは、日程10、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の12番から52番についての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の12番から52番について、御説明申し上げます。

12番から52番までについて、一括して御説明いたします。

利用権が設定されました合計面積は52,390.30平方メートル。

利用権の種類につきまして、使用貸借権が36件、62筆、44,516.30平方メートル、賃貸借権が5件、10筆、7,874平方メートル。

地目につきまして、田が23件、45筆、合計面積は32,287平方メートル、畑が18件、27筆、合計面積は20,103.30平方メートル。

利用目的につきまして、水稻が23件、普通畑が16件、野菜が2件。

契約期間につきまして、3年間が40件、9年間が1件。

新規設定につきましては25件、更新設定につきましては16件でございます。

なお、12番から52番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第

3項に規定する要件を満たしているものです。
以上でございます。
よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程10、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の12番から52番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。
よって、日程10、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の12番から52番までについては、原案のとおり決定されました。

<議長>

続きまして、日程11、議案第17号 厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について、事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第17号 厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について、御説明いたします。

厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、平成29年3月27日に策定し、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととされているため、令和元年10月17日の改選に伴い、この度見直しを行うものでございます。

それでは議案について読み上げさせていただきます。

厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、次のとおり決定する。

なお、別紙の厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第17号 厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第17号 厚木市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定については、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年厚木市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。

令和2年3月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
